

第二節 莊園制の發展

一、莊園の成立

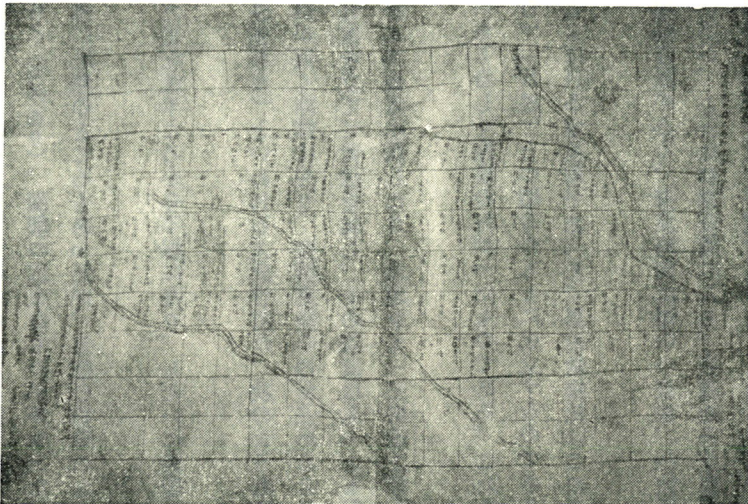
初期 莊園

莊園制度は奈良時代から戰國時代までつづいた貴族・寺社等の權門勢家による、私的土地所有ならびにそれに基づく社會關係である。八〇〇年もつづいた制度であるため、その間には大きな變化を生じた。歴史の概説書などはこれを大きく二類型に区分して「初期莊園」と「寄進地系莊園」とに分けてゐる。

初期莊園とは藤間生大氏が『日本莊園史』の中ではじめて名づけたものである。越中には有名な東大寺領莊園が一〇か所に設けられた。神護景雲元年（七六七）の開田地合計四四六町、未開地合計四八八町、総計九三四町という広大なものであった。そのほかに西大寺領・四天王寺領の墾田もあった。また貴族・豪族の墾田も多く存在した。

初期莊園には既墾地系のものと自墾地系のものがある。

第二節 莊園制の發展



丈部村開田地図（東南院文書）

前者は零細なる百姓口分田や開墾田を買収し集積したもので、畿内またはそれに近い地帯に多かった。後者は領主が未開の荒野を占定したのち、自力で開墾するもので、僻遠の地に多く（例外あり）、面積の広大なものが多かった。もちろん両者の複合したものもあった。越中東大寺領莊園には、一部に既墾のところもあったが、未墾の荒野のところが多かった。

東大寺の初期莊園はこれを耕作するものを確保できないため、九世紀後半ころから不振になり、しだいに衰微していった。

延喜二年（九〇二）に出された、「延喜の莊園整理令」といわれる太政官符は、次のような莊園二次的形態を整理しようとしている。「近ごろ勅旨開田が遍く諸国に在り、空閑荒廢の地を占めるといえ

ども、もろ人の産業の便を奪っている。それだけでなく、新たに莊家を立てて苛法を施し、その課責はもつとも繁しい、また諸国姦濫の百姓は課役を通れようとして、京師に赴いて好んで豪家に属したり、田地をもって寄進と称したり、舍宅を売与したと号したりしている……」

ここで整理の対象とされている莊園は、東大寺の初期莊園とはいちじるしく性格のちがったものである。これらの莊園は、王臣家が一方的に設置したものでなく、「心に通役を挟む」「百姓」との結合のもとに成立するのであり、これら王臣家と結託した者の多くは、「殷富の民」「富豪の輩」とよばれる富豪層であった。黒田俊雄氏はこのような莊園を初期莊園の二次的形態と規定している。

寄進地系莊園

初期莊園と段階的に区別される莊園に寄進地系莊園がある。奈良時代に越中の豪族、利波臣志留志が百町歩の墾田地を東大寺に寄進しているが、これは初期莊園に入る。寄進地系莊園に入るのは、十世紀以降、とくに十二世紀に在地領主達が、自己の所領を貴族や寺社に寄進することによってできた莊園

である。その成立の事情は次のとおりである。

王朝国家の時代に、在庁官人となったり、郡司や郷司などをつとめた地方の豪族や、国司の守・介・掾などの役をつとめ、任期が終わっても都に帰らず、そのまま土着した豪族やその子孫たちは、さまざまな形で在地領主化の道を歩いた。在地領主化の方法には、(一)公領・荒廢地の囲いこみ、(二)小名田堵Ⅱ一般農民の園宅地、小規模な治田の買得・横領、(三)一郡一郷全体にわたる郡・郷等の公権の私権化などがあったと、永原慶二氏は述べている。こういう豪族を開発領主または根本領主という。

開発領主たちは、国司の圧迫を避けるために、自己の開墾地ないし荘園を、有力な貴族や社寺に寄進して、彼らとその荘園の所有者とし、自らは莊司・下司となって実権を握るようになった。このような荘園所有者を「領家」という。この領家が、自己の力が不十分で寄進者の意図に副い得ないと考えた場合には、さらに摂関家や皇室など、より上級の有力者に寄進してその保護を受けた。これを「本所」あるいは「本家」という。このようにして集積されてできた荘園が「寄進地系荘園」である。

ここで注意しておかなければならないのは、寄進を行った在地領主たちが、その寄進した所領を完全に、排他的に支配していたのではないということである。彼らの私領といえども根源的には国家の支配に属する土地であり、国衙権力の末端としての郡司職・郷司職・名主職などによって生ずる支配権・得分にすぎなかった。それゆえ、国司の圧迫・収公をのがれるために、寄進が重要な意義をもっていたのである。このような在地領主の不安定な所有権と寄進の関係について、永原慶二氏は次のように述べている。「寄進の意味づけについてはしばしば排他的所有権の成立している私有権の収益の一部を権門に貢進し、名目的な領主Ⅱ本家と仰ぐというふうに説明されているが、事実はそうではない。それはむしろ不完全かつ不安定な所有権を、寄進によって国司の圧力からまもり、負担の面でもより有利な状

態をつくりだそうとする在地領主側の所有權確立のための積極的な行動なのである。」（『日本の中世社会』）

寄進以外の莊園

十世紀以降の莊園は寄進地系のものが大半を占めるが、そのほかにも多種多様な形で莊園が作られたり、莊域の拡大が行われたりした。

(一) 封戸・封郷の莊園化

封戸とは、律令制で上流貴族に与えられた俸禄で、官職や位階によって定数の民戸を与えられ、その田租の半分、のちには全部と、調・庸を貴族の収入とした。寺院に対しては原則として封戸を認めなかったが、実際には天皇による大寺院への封戸特別施入がしばしば行われた。東大寺の封戸は大仏開眼の時（天平勝宝元年）には五、〇〇〇戸であり、その分布は二〇か国にわたり、越中にも阿努・古江・志麻の三郷、合計一五〇戸あった。京都の東寺の封戸も越中にあった。

封主（封戸を与えられた貴族や寺院など）は封郷（封戸のある郷）から直接の収入を徴収したものでなく、政府の貢朝使によって中央にもたらされ、彼らの手により封主へ納入させるのが原則であった。従って、封主は封郷を直接領有したのではない。しかし時代の降るにつれて、封郷よりの未進が甚だしくなると、禁を冒して、封主がその使者を封郷に派遣して、封物を徴収する場合も生じた。これがぐりかえされると、封郷が私領のようになり、莊園のようになってゆく。ただし、これはすべての封郷に該当するものでなく、一部の現象にすぎない。大部分の封郷は未進がつづいて、有名無実となっていたのである。東大寺の越中封戸も同様であった。また嘉承二年（一一〇七）四月、京都の東寺では越中など十か国の封戸済物の未進を注進したが、その中で越中国の部では、「承徳二年以後十箇年所当三千百卅石」が未済として記されている（『県史』六二五頁）。

(二) 便補の保の莊園化

便補の保とは、封戸よりの収納の未進がつづいた場合、その不足分を補充するために、特に他の郷を代りに指定したものをいう。便補の保は、本来は決して荘園ではないが、事実上荘園化した例が多い。

(三) 柚・牧の荘園化

柚とは大寺院などが建築用材を採取するための山林であり、牧とは馬を飼育するための牧場である。奈良時代以来、権門勢家がさかんに山林原野を占有して、農民の生活を圧迫し疲弊させるといふ弊害が生じた。それで政府はその禁令を屢々出しているがその効果はなく、貴族・大寺院らは本来の目的からはなれて、柚や牧を切り開き、開墾して耕地化し、さらにこれを荘園化していった。康平八年（一〇六五）七月の越中国司解に、「権勢の家が制符を用いず、好んで庄牧を立てる」と訴えている。「庄牧」と連語し併称しているところにも、この時代の両者の性格の類似性を見ることができる。

(四) 諸司領の荘園化

律令制下の中央政府の財政は、調庸を財源とする一般財政のほかに、官有地その他の収入を財源とする特別財政があった。その財源が諸司領（諸寮司領）であり、官田を割いたものであった。大藏省領・内膳司領・内藏寮領・大炊寮領・掃部寮領などがその数例である。諸司領は元来は荘園ではないが、諸国に荘園が興隆してくると、諸司田は皇室の荘的色彩をもつようになり、皇室の重要な財源となっていくたのである。越中砺波郡蟹谷庄は平安後期において内藏寮領であった。諸司領の荘園化した一例である。『延喜大学式』によれば、十世紀初期には砺波郡高瀬郷には大學寮の墾田地が一八町もあったが、これは後に退転した。

(五) 出作・籠作・加納

荘園領域拡大の手段として、出作・籠作などがある。

出作（しゅっさく、でさく、でづくり）とは莊民が莊園の四至^{（土地の東西南北の四界をいう）}外へ出て、付近の公領を耕作することである。公田を耕作する限りは当然租税を国衙に納めねばならないが、出作地は莊民が耕作するので、これを永年つづけるといつしか莊園化していく例が多かった。こうして出作關係を通じて、法的認定により新しく莊田化された土地を、「加納」または「加納田」と称した。

籠作というのは、莊園の四至内にある公私田を、莊民が耕作して、しだいに莊園化していくものをいう。これが国衙によって、半不輸あるいは全不輸に認定されると、これも「加納」という。

加納田は正式の手続きによって国衙から認可されたものをいうが、莊園領主の中には、正式手続きをふまずして、公田を横領して加納田と称し、公田を侵食してゆく者が多かった。

越中の諸莊園

以上、初期莊園（墾田地系莊園）から寄進地系莊園へのうつりかわりなどを概観し、略説したが、次に越中の個別莊園の沿革を叙述したいと思う。平安末期までに史料によって存在を確認できる莊園は、次の一八か所である。このほかにも何十という莊園があったことと思われるが、今日に残る史料はそれを教えてくれないのである。

- | | |
|-------------|-------------|
| (一) 妙香院領大家庄 | 朝日町付近 |
| (二) 撰閑家領阿努庄 | 氷見市上庄川流域 |
| (三) 賀茂社領倉垣庄 | 小杉町付近 |
| (四) 祇園社領堀江庄 | 滑川市 |
| (五) 内藏寮領蟹谷庄 | 小矢部市 |
| (六) 円宗寺領石黒庄 | 福光町 城端町 福野町 |

- (七) 徳大寺家領般若野庄 砺波市
- (八) 安楽寿院領高瀬庄 井波町と福野町
- (九) 安楽寿院領日置庄 立山町
- (一〇) 伊勢神宮領弘田御厨 富山市北部
- (一一) 伊勢神宮領射水御厨 高岡市内か
- (一二) 長講堂領新保御厨 不明
- (一三) 後院領吉岡庄 福岡町か
- (一四) 石清水八幡宮領埴生保 小矢部市
- (一五) 松尾神社領松永庄 小矢部市
- (一六) 新熊野社領立山外宮 富山市か
- (一七) 東大寺領入善庄 入善町
- (一八) 気比神宮領奈古浦 新湊市

二、個別荘園の沿革

妙香院領大家庄

この荘園は越中における寄進地系荘園の中でも最も早いものである。しかもとびぬけて早く、遅くとも十世紀中期には設置されている。

村上天皇の応和元年（九六一）六月五日、故藤原師輔もろすけの讓狀によって、越中国大家庄おうえのしやうなど一一か所の荘園は、その公驗くげん（官府から下付された証明書）をそえて、子息僧侶尋禪に讓られた（『県史』五〇二頁）。師輔は平安時代中期の公卿で右大臣になった人であ